

# 利木墓園利用上の注意点

## 【墓石工事をするとき】

墓石工事（新設・改修・模様替え等）を行うことが決まった時点で、「碑石等設置・改修届」を提出してください。なお、利用墓所の返還に伴う墓石等の撤去工事については、当該届出は不要です。

設置制限：設置できる墓石の数は1基とする。墓石の高さは、境界ブロックより180cm以内とする。

盛土の高さは、境界ブロックより20cm以内とする。墓石、花立、線香立、墓誌、塔婆立等以外の物件を設置しないこと。

提出書類：「碑石等設置・改修届」

添付書類：墓園利用許可書（写し）

墓石等寸法を記入した図面等

## 【お墓に納骨するとき】

納骨する日が決まった時点で、「納骨届」を提出してください。

届出には、火葬許可証（火葬した日時が記入されているもの、改葬の場合は、納骨されているところの市区町村長が発行する改葬許可書）が必要となります。

提出書類：「納骨届」

添付書類：火葬許可証（改葬許可書）（原本）

墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）（写し）

※すでに埋葬されているお墓から利木墓園へご遺骨を移すとき（改葬）

現在、埋葬されている墓地の管理者から埋葬納骨の事実証明を受けて、その埋葬されている墓地のある役所から改葬許可書を発行してもらうこととなります。（必ず埋葬されている墓地のある役所の「改葬許可担当課」へお問い合わせください。）

（注意）骨箱・骨つぼからご遺骨のみ納骨された場合、空になった骨箱・骨つぼは家庭用ごみの分け方で、ごみステーションに出してください。（湖西市の場合）

## 【利用者を変更（承継）するとき】

墓地利用者が亡くなられたり、祖先の祭祀を主宰する方を変更する場合は、新たな墓地利用者を定めていただき、「墓園利用権承継許可申請書」を提出してください。承継とは、いわゆる相続と同様の考え方で、墓地利用権を受け継ぐことをいいます。

提出書類：「墓園利用権承継許可申請書」

添付書類：利用者の墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）（原本）

承継者の住民票（本籍表示のあるもの）

戸籍謄本等

①利用者と承継者の続柄がわかるものとして戸籍謄本

②利用者死亡による相続関係書類があればご持参ください。

（注記：相続関係書類で利用者と継承者の続柄が分かれば①は省略できます）

## 【住所等、利用許可書の記載事項に異動が生じたとき】

許可書の記載事項に変更が生じたときは、「住所・氏名変更届出」を提出してください。

提出書類：「住所・氏名変更届出」

添付書類：墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）（原本）

住民票（住所変更の場合）

戸籍抄本（氏名変更の場合）

## 【墓園利用許可書の再交付について】

墓園利用許可書を紛失したり、汚損した場合は、「墓園利用許可書・墓園利用権承継許可書 再交付申請書」を提出してください。

## 【墓地の返還】

墓地利用の必要がなくなったときには、その場所を利用前の状態に復元し、返還していただきます。墓地を返還するときは、「墓園返還届」を提出してください。そのとき、ご遺骨が埋蔵されている場合には、あらかじめ改葬の手続きを行ってください。

提出書類：「墓園返還届」、「墓園使用料・管理料還付請求書」

添付書類：墓園利用許可書（墓園利用権承継許可書）（原本）

## 区画について

ご利用いただいている区画の雑草の草刈など、周囲の区画等にもご迷惑にならないよう、清掃に努めてください。

## 管理料について

利用者の皆様には、毎年度管理料をお支払いいただいております。

納付書が届きましたら、湖西市役所又は納付書記載の金融機関にて納付願います。

管理料は、利木墓園内の施設管理、植栽管理、ゴミの収集運搬及び清掃など共有部分における維持管理費に充てるものです。

令和8年度予算におきましては、維持管理費約350万円のうち、墓園管理料約215万円（561区画×3,850円）を充てようとするものです。

令和6年度において、維持管理に要した金額は、4,868,555円でした。

お問い合わせ先

湖西市 環境部 環境課 生活係

〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

電話番号：(053) 576-4533

FAX：(053) 576-4880

E-mail：seikatsu@city.kosai.lg.jp